# 岡山県公報

発行　岡山県


目次


| | 担当課（室） |
|---|---|
| 【規　則】 | |
| ○私立学校法等施行細則の一部を改正する規則 | 総務学事課 |
| （県例規集登載） | |
| 【訓　令】 | |
| ○岡山県庁文書保存分類表の一部改正 | 〃 |
| ○〃 | 〃 |
| （以上県例規集登載） | |
| 【告　示】 | |
| ○学校法人の行うことができる収益事業の種類の一部改正 | 〃 |
| ○岡山県知事が所轄する学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可の審査基準の一部改正 | 〃 |
| ○岡山県知事が所轄する私立学校等の設置等の認可の審査基準の一部改正 | 〃 |
| ○岡山県私立学校審議会の委員の定数の一部改正 | 〃 |
| ○知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号の規定により知事が定める書類 | 〃 |
| （以上県例規集登載） | |
| ○令和七年度自衛官第二次募集（自衛官候補生） | 危機管理課 |
| ○救急病院の認定 | 医療推進課 |
| ○道路の区域変更 | 道路整備課 |
| ○道路の供用開始 | 〃 |
| 【公　告】 | |
| ○大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 | 経営支援課 |
| ○〃 | 〃 |
| ○〃 | 〃 |
| ○公共測量の実施 | 監理課 |
| ○公共測量の終了 | 〃 |
| ○水島港港湾計画の変更 | 港湾課 |
| ○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 | 建築指導課 |
| ○〃 | 〃 |
| ○〃 | 〃 |
| 【企　業　局】 | |
| ○岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 | 総務企画課 |
| ○岡山県企業局文書保存分類表の一部を改正する規程 | 〃 |
| （以上県例規集登載） | |
| 【人事委員会】 | |
| ○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 人事委員会 |
| ○岡山県県費負担教職員の給与に関する規 | 〃 |

| 目次 | 担当課（室） |
| --- | --- |
| 則の一部を改正する規則 | |
| ○　給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| （以上県例規集登載） | |
| **【選挙管理委員会】** | |
| ○　政治団体の名称等の公表 | 選挙管理委員会 |
| ○　政治団体の代表者等の異動 | 〃 |
| ○　政治団体の解散 | 〃 |
| ○　資金管理団体の名称等の公表 | 〃 |
| ○　資金管理団体の指定取消し | 〃 |
| **【監査公表】** | |
| ○　岡山県監査事務局文書保存分類表（県例規集登載） | 監査事務局 |
| ○　財政的援助団体等に係る令和六年度の監査の結果の公表 | 〃 |
| ○　令和六年度の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 | 〃 |

| 目次 | 担当課（室） |
| --- | --- |
| ○　包括外部監査の結果に関する報告の公表 | 〃 |
| ○　令和五年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表 | 〃 |
| **【教育委員会】** | |
| ○　岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 | 教育委員会 |
| ○　岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○　岡山県教育職員免許状再授与審査会規則 | 〃 |
| ○　岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正 | 〃 |
| （以上県例規集登載） | |
| **【公安委員会】** | |
| ○　警備員等の検定等に関する規則第二条の表の六の項の上欄の規定による岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務 | 生活安全企画課 |
| **【収用委員会】** | |
| ○　土地収用の裁決手続の開始決定 | 収用委員会 |
| **【正誤】** | |

| | |
|---|---|
| 目次 | ○　岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正の正誤<br>（県例規集登載） |
| 担当課（室） | 教育委員会 |
| 目次 | |
| 担当課（室） | |

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和七年三月二十八日

岡山県監査委員　髙橋　徹
岡山県監査委員　福島　恭子
岡山県監査委員　浅間　義正
岡山県監査委員　飛山　美保

１　知事部局関係

| 監査実施機関 | 監査実施年月日 |
|---|---|

（知事直轄）

| 消防学校 | 令和６年７月23日 |
|---|---|
| 監査結果（指摘事項）<br>①　正当債権者への支払いがなされていないものが認められた。 | |
| 措置の内容<br>①　ガソリン代のような定例的支払について、財務システムのテンプレート機能を活用し、入力時に正当債権者が自動的に表示されるようにした。<br>　また、担当者及び決裁関与者は、内容確認を漫然と行うことなく１件ごと丁寧に確認し、確認済事項には印を付け、漏れがないようにした。<br>　決裁後においても担当者は再度内容確認を行うこととし、更に審査確認入力の際にも、正当債権者であること及び金額に誤りがないことを改めて確認した上で入力することとした。 | |

（総務部）

| 東京事務所 | 令和６年11月７日 |
|---|---|
| 監査結果（指摘事項）<br>①　正当債権者からの委任状等を徴さずに決済代行会社に支出したものが認められた。<br><br>②　戻入手続きが不適切なものが認められた。 | |
| 措置の内容<br>①　請求書の発行元や振込先の確認等の事務処理について、組織としてのチェック体制が十分でなかった。このため、会計事務着眼点チェックリストを踏まえた所内用の会計事務チェックリストを新たに作成し、関係起案に添付するとともに、事業執行ライン及び出納ラインの両体制で確認を行うこととした。<br><br>②　口座振込による戻入処理については、所内でも事例の少ない特殊な事案であったため、所内職員の当該事務処理に関する知識が不十分であり、また組織としてのチェック体制も十分でなかった。 | |

このため、新たに作成した会計事務チェックリストで、確認すべきポイントを明確化し、関係起案に添付するとともに事業執行ライン及び出納ラインの両体制で確認を行うこととした。

事務処理が不明確な場合は、会計課等の関係部署へ相談や確認を行いながら事務処理を行うことを所内会議で周知した。

（県民生活部関係）

| 県民生活部 | 令和６年11月５日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

① 雑入（自立促進資金貸付金償還金）及び雑入（生業修学資金貸付金償還金）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

①-１ 自立促進資金貸付金償還金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 12,103,347 | 3.7 |
| 令和５年度末 | 11,497,247 | 2.1 |
| 比較増減 | △606,100 | △1.6 |

①-２ 生業修学資金貸付金償還金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 13,586,060 | 5.1 |
| 令和５年度末 | 13,007,060 | 3.2 |
| 比較増減 | △579,000 | △1.9 |

措置の内容

①-１　雑入（自立促進資金貸付金償還金）

収入未済となっている償還金に関しては、文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な案件については、弁護士への業務委託も活用し、債権回収に取り組んでいる。令和６年度は12月末現在で23名から172,000円を回収した。

今後も各債務者の収入、資産の状況等を踏まえ、きめ細やかな対応を心がけながら、収入未済額の更なる縮減に努める。

【令和６年12月末現在取組状況】
・文書督促　　延べ111名
・電話督促　　延べ　８名
・弁護士委託　　１名

①－２　雑入（生業修学資金貸付金償還金）
収入未済となっている償還金に関しては、文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な案件については、弁護士への業務委託も活用し、債権回収に取り組んでいる。令和６年度は12月末現在で32名から442,000円（うち完済２名35,000円）を回収した。
また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第２条）に該当した１名440,000円は、返還免除の処理をした。
今後も各債務者の収入、資産の状況等を踏まえ、きめ細やかな対応を心がけながら、収入未済額の更なる縮減に努める。

【令和６年12月末現在取組状況】
・文書督促　　延べ100名
・電話督促　　延べ 14名
・弁護士委託　　１名

| 岡南飛行場管理事務所 | 令和６年７月30日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）
①－１　小型航空機の停留料について、令和４年度には１件160,908円の未納が認められたが、その後の調査の結果、令和５年度には３件1,898,650円の未納が認められた。

①－２　停留料未納のまま停留が継続し、未納額が増加する状態が継続している航空機２機が確認されている。

措置の内容
①－１　未納停留料３件のうちの１件、令和５年５月に提訴した事案（160,908円）は、県の勝訴が確定したが、その後の未納停留料等に関する訴えを令和６年12月27日に提起しており、その判決を踏まえた上で強制執行の申立等の対応を検討中である。

残る２件（1,737,742円）についても、令和６年７月12日に未納停留料等に関する訴えを提起し、同年11月22日までに県の勝訴が確定したことから、令和７年１月６日に債務名義に基づく強制執行の申立を行っているところである。

また、これらの事案の再発防止策として、令和６年２月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正し、新たに停留期間の上限を原則１か月と定めるとともに、停留料等に滞納がある場合には停留期間の更新をしないこととしたところである。

①-２　本件航空機についても、令和６年６月13日に停留料債権額が確定し、岡山県債権管理条例に基づく未納停留料の請求等を行ったが、納付等が行われないことから同年12月27日に未納停留料等に関する訴えを提起したところである。

また、本事案の再発防止策として、飛行場の使用者と長期間連絡がとれなくなるなど同様の事案が発生した場合は、飛行場の管理に重大な支障をきたすものと判断し、その状況に応じて上限期間の経過を待つことなく、指示等を行っていくこととしたところである。

| 岡山空港管理事務所 | 令和６年８月16日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　航空機の着陸料・停留料について、その積算の基礎となる航空機の最大離陸重量・騒音値を誤り、収入に多額の過不足が発生しているものが認められた。

措置の内容

①　調定額の誤りについては、過納額は航空会社へ返還し、不足額は航空会社へ追加請求し、納入済みとなった。

再発防止策として

・着陸料、停留料の単価一覧表及び空港施設使用料台帳の作成にあたり、新たな確認要領（チェックリスト）を策定した。また、空港管理事務所に転入した職員に対する研修について、回数を増やすとともに内容の充実を図った。

・単価一覧表について、誤入力を防止する様式・計算式に変更するとともに、誤り防止のため、航空会社から入手する使用航空機一覧表を電子データに変更した。

・作成された単価一覧表及び空港施設使用料台帳については、確認要領（チェックリスト）をもとに、複数の職員で確認することとした。

・空港施設使用料台帳に記載する航空機の機体登録記号等について、目視に加え、インターネット情報でも確認することとした。

・空港施設使用料台帳について、航空会社に具体的な箇所を示した上で確認を

依頼するなど、チェックの徹底を図った。

（保健医療部関係）

| 保健医療部 | 令和６年11月１日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　公害認定者医学的検査業務委託料について、支出先を誤ったものが１件認められた。

措置の内容

①　これまでは10万円以上の支出負担行為決議書兼支出命令書について、担当・班長・課長で確認を行っていたが、再発防止策として、令和７年１月から、５以上の複数債権者の場合は、決裁関与者を担当・班長・課長の３名から、担当・副担当・班長・課長の４名に増員した。

（子ども・福祉部関係）

| 子ども・福祉部 | 令和６年11月11日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　児童扶養手当返納金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童扶養手当返納金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 2,274,851 | 92.8 | 19.1 |
| 令和５年度末 | 1,809,583 | 91.2 | 31.5 |
| 比　較　増　減 | △465,268 | △1.6 | 12.4 |

措置の内容

①　債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和６年12月末現在451,849円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。

| 倉敷児童相談所 | 令和６年８月２日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　児童保護弁償金について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 5,358,865 | 84.2 | 14.1 |
| 令和５年度末 | 7,043,545 | 79.7 | 11.4 |
| 比　較　増　減 | 1,684,680 | △4.5 | △2.7 |

②　延滞金について、未済額が前年度以上となっており早期改善が必要である。

延滞金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 993,500 | 7.1 | 4.1 |
| 令和５年度末 | 1,029,800 | 7.3 | 6.2 |
| 比　較　増　減 | 36,300 | 0.2 | 2.1 |

措置の内容

①　児童保護弁償金について、新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めた。

　また、電話催告や文書催告に加えて、幅広く財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、公平かつ適正な執行に努めた。

　同時に生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについては、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理を進めた。

【令和６年12月末現在の収入額】
・児童保護弁償金
令和５年度未収分のうち令和６年度における収入

| | 収入件数 | 収入額 | (収入率) |
|---|---|---|---|
| 現年度分 | 37件 | 323,870円 | 82.2% |
| 過年度分 | 86件 | 820,202円 | 26.7% |
| 計 | 123件 | 1,144,072円 | |

②　延滞金は、収入未済となった本体債権（児童保護弁償金）に納付があったときに発生することから、本体債権の収入未済の発生防止のため、口座振替による納期限内納付の推進に努めた。
　また、延滞金の累積を抑制するため、換価可能財産が判明したケースについて、早期に滞納処分を行うとともに、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについて、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理を進めた。

【令和６年12月末現在の収入額】
・延滞金
令和５年度未収分のうち令和６年度における収入

| | 収入件数 | 収入額 | (収入率) |
|---|---|---|---|
| 現年度分 | 2件 | 18,500円 | 16.7% |
| 過年度分 | 75件 | 190,100円 | 25.3% |
| 計 | 77件 | 208,600円 | |

（農林水産部関係）

| 農林水産部 | 令和６年10月25日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）
①　三徳園内の土地に昭和50年から設置された電柱が無許可で占有されていることに気が付かず、使用料が時効消滅したものが認められた。

②　昨年度、注意・指導事項とされた事項について措置又は改善がなされていないものが３件認められた。

措置の内容
①　現況把握の不足が原因であるため、今後は、園内の排水路の点検に併せて、三徳園駐在の担当と農産課担当による複数人での現地確認による現況把握を行うことにより、再発防止に努める。

②-１　事務手続の理解が不十分であったことが原因であるため、職員に資金前渡後の事務手続を周知するとともに、事業の完了後は、事業担当と経理担当が双方で確認した上で履行確認することで、再発防止に努める。

②-２　確認不足が原因であるため、契約書に必要な添付書類を対外戦略推進室職員に室内会議で周知するとともに、契約書を作成する際には、部内内部統制のチェックリストを活用し、事業担当と副担当による複数人での添付書類の確認を行うことで再発防止に努める。

②-３　確認不足が原因であるため、請書に必要な添付書類を対外戦略推進室職員に室内会議で周知するとともに、請書を作成する際には、部内内部統制のチェックリストを活用し、事業担当と副担当による複数人での添付書類の確認を行うことで再発防止に努める。

| 農林水産総合センター | 令和６年９月２日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　１件が100万円以上のもので調定時期が１か月以上遅延しているものが認められた。

措置の内容

①　再発防止策として、今年度の収入に関する契約締結伺（単価契約、委託販売契約を除く）に収入伺を併せて記載していることを経理・総務担当者で確認した。

　また契約締結伺と収入伺の同時起案の必要性を最新の該当起案データ欄外に記載し、担当者が変わっても必要性を引き継げるようにした。

（県民局及び地域事務所）

| 備前県民局 | 令和６年10月21日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　県税（現年課税分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 665,812,624 | 99.296 |
| 令和５年度末 | 678,407,922 | 99.290 |
| 比　較　増　減 | 12,595,298 | △0.006 |

②　税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 48,642,755 | 68.7 |
| 令和５年度末 | 37,987,533 | 67.0 |
| 比　較　増　減 | △10,655,222 | △1.7 |

③　雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金)収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 2,732,906 | 99.7 | 15.5 |
| 令和５年度末 | 3,100,144 | 81.2 | 5.9 |
| 比　較　増　減 | 367,238 | △18.5 | △9.6 |

④　母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 9,172,091 | 94.4 | 12.7 |
| 令和５年度末 | 8,421,696 | 92.9 | 13.6 |
| 比　較　増　減 | △750,395 | △1.5 | 0.9 |

⑤　農業改良資金貸付金違約金（違約金及び延納利息）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金貸付金違約金（違約金及び延納利息）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 17,384,403 | 1.8 |
| 令和５年度末 | 17,116,403 | 1.5 |
| 比　較　増　減 | △268,000 | △0.3 |

⑥　土木使用料について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

土木使用料収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 1,471,775 | 99.81 | 14.08 |
| 令和５年度末 | 1,620,017 | 99.73 | 10.03 |
| 比　較　増　減 | 148,242 | △0.8 | △4.05 |

⑦　土木使用料について、時効の更新（中断）の措置が取られておらず、時効消滅したものが認められた。

⑧　ボートパーク等施設使用料の過去２か年について、収入未済・延滞金の整

理票が作成されていないものが認められた。

措置の内容

①②　滞納案件については、預金や生命保険だけでなく、勤務先など幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押を行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町と県職員が相互に併任するなど連携・協力し、収入未済額の縮減に努めている。

③　滞納者に対して家庭訪問や文書、電話による償還指導等を繰り返し行った結果、令和５年度収入未済額について、令和６年12月末現在で、11件182,000円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、保護開始時に正しい収入を申告するよう強く指導するとともに、定期的な家庭訪問等により生活実態の把握に努めた。

④　滞納者に対して家庭訪問や文書、電話による督促に加え、分割納入等の償還指導を繰り返し行うとともに、連帯保証人に対して滞納状況の通知を行ったほか、必要に応じて弁護士から法的なアドバイスを受けるなどした結果、令和５年度収入未済額について、令和６年12月末現在で、248件1,679,382円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、貸付に当たっては、借主及び連帯借主に面接して丁寧な制度説明等を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行うなど、償還に対する意識の向上を図った。

⑤　借受者５名分の滞納に対し償還計画を作成させて計画的な償還を促すなど、今後も電話連絡や面談による指導を引き続き行い、一層の収入確保に努める。

うち１名分が完納し、また他の４名分もそれぞれ分納により納付が行われており、令和６年12月末現在で、534,536円の納付があった。

⑥　道路占用料については、文書等による催告を行ったが、令和３年７月に債務者が破産手続きの開始決定を受けたことから、破産管財人に対して滞納金を交付要求していたところ、配当額(22,744円)が確定したことから回収し、残金(18,851円)については今後返済が見込まれないことから不納欠損処分をした。

河川占用料については、文書・電話による催告を繰り返し行い、収入未済の縮減を図っている。

ボートパーク等施設使用料については、滞納している者に対して電話による催告を行い、全額回収した。また、分納が常態化している者に対して、分納は認めない旨の告知を行った。今後も収入未済案件の早期把握、早期対応に努めていく。

これらの取組により令和６年12月末現在の収入未済額は、148件1,136,935円（過年94件707,728円、現年54件429,207円）減少し、引き続き収入未済額の縮減に努めている。

⑦　一括での納付が困難な者に対しては、分納による納付を促すなど、時効によって債権が消滅しないよう努めている。

⑧　督促状送付票兼滞納金整理票作成の重要性を再確認するとともに、督促状送付票兼滞納金整理票の作成状況について、所長によるチェックを受けることとした。

| 備中県民局 | 令和６年10月17日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　県税（現年課税分）及び税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 307,023,355 | 99.53 |
| 令和５年度末 | 328,001,341 | 99.48 |
| 比　較　増　減 | 20,977,986 | △0.5 |

税外収入（県税関係）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 6,310,186 | 91.8 |
| 令和５年度末 | 17,233,824 | 82.7 |
| 比　較　増　減 | 10,923,638 | △9.1 |

②　雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 4,687,742 | 92.9 | 14.0 |
| 令和５年度末 | 6,040,358 | 37.6 | 6.5 |
| 比　較　増　減 | 1,352,616 | △55.3 | △7.5 |

③　母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 4,709,279 | 94.6 | 20.4 |
| 令和５年度末 | 3,432,059 | 94.2 | 47.2 |
| 比　較　増　減 | △1,277,220 | △0.4 | 26.8 |

④　雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） |
|---|---|---|
| 令和４年度末 | 3,567,040 | 0 |
| 令和５年度末 | 3,567,040 | 0 |
| 比　較　増　減 | 0 | ±0 |

⑤　土木使用料の滞納債権について、財産調査等債権確保の措置がとられていないものが認められた。

措置の内容

①　広報等により納期内納付の推進を図るとともに、滞納事案の課税年度内の早期完結を目指して進行管理を徹底し、早期の財産調査を実施し、滞納者に対する滞納処分を迅速・厳格に執行することにより未収額の縮減に努めている。また、未収額の多くを占める個人県民税の滞納額縮減に向け、情報共有、特別徴収の徹底など、市町と連携し徴収対策に努めている。

税外収入については、未収額の多くを占める延滞金滞納額の縮減に向け、本税徴収時に延滞金も含めて滞納がなくなるよう配慮して滞納整理を行うとともに、滞納となっているものについては、定期的に催告書を送付し、差押可能財産が見つかり次第滞納処分を行うなど、税外収入の収入率向上に努めている。

②　対象者が経済的に困窮している者が多いことを十分考慮し、生活保護受給中の者に対しては毎月の保護費支給時、面接時において計画的な徴収に努めている。また、生活保護廃止済の者に対しては世帯状況を確認したうえでの返還可能額を協議等により徴収しているところである。

引き続き、文書や訪問による納付指導を行っていくが、誠意ある対応が見られない場合、法的手段による徴収も検討する。また、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、生活保護受給世帯に対し、収入申告義務に関する繰返しの説明や、課税調査、資産申告書徴収等による世帯状況の確認を実施している。

（参考）

【上記収入未済額に係る令和６年12月末時点収入状況】

生活保護費返還金・徴収金

| | | |
|---|---|---|
| 現年度分 | 0件 | 0円 |
| 過年度分 | 0件 | 0円 |
| 計 | 0件 | 0円 |

③　滞納者に対し、電話や文書に加え居宅訪問による償還指導を行っている。特に連絡が取りにくい滞納者へは、電話する時間を工夫することや、メールの活用等により接触の機会を増やした。病気や転職、事故等不測の事態により所得が下がり、それをきっかけに滞納が始まるケースが散見される中、所得調査等により家計状況を確認しつつ、償還方法の見直しの相談にあたるなど償還につながる指導を丁寧に行っている。また、回収困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため、本庁担当課や嘱託弁護士へ相談を行うなど引き続き収入未済

の削減に努めているところである。

（参考）

【上記収入未済額に係る令和６年12月末時点収入状況】

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

| | | |
|---|---|---|
| 現年度分 | 21件 | 208,400円 |
| 過年度分 | 82件 | 564,921円 |
| 計 | 103件 | 773,321円 |
| （内訳：元利金） | | |
| 現年度分 | 21件 | 208,400円 |
| 過年度分 | 41件 | 430,021円 |
| 計 | 62件 | 638,421円 |
| （内訳：違約金） | | |
| 現年度分 | 0件 | 0円 |
| 過年度分 | 41件 | 134,900円 |
| 計 | 41件 | 134,900円 |

④　債務者が刑法犯として実刑判決を受け、令和５年10月まで服役していたため、収入未済となっているもの。債務者について、財産調査を行うとともに、数度にわたり面談を行ったが、就職活動中であり、弁済能力はないことを確認した。（令和７年１月時点）また、親族等にも連絡をとり、債務者に代わり弁済するよう促したが、不可能との回答があった。引き続き、債務者やその親族と連絡をとり、就職状況、弁済能力等を適宜把握し、債権回収に努める。また、債務者の支払能力を勘案した上で、親族等が任意弁済を行える状況にあるかについても引き続き確認する。

⑤　従来の架電や督促状の送付、未納者宅の訪問に加え、財産調査、弁護士相談を行った上で、差押えなどの法的手段を検討する。

| 高梁地域事務所 | 令和６年10月17日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　灯油について燃料出納簿を整備していないものが認められた。

措置の内容

①　以前は燃料受払簿が整備されていなかったため、使用量の把握が不十分であったが、直ちに燃料受払簿を作成し、所内会議にて所員に周知し記録するよう指示した。また毎月管理職が記録の漏れがないか確認することとした。

| 新見地域事務所 | 令和６年10月17日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　落札決定後、最低制限価格を誤って高く設定していたことが判明し、当該入札の落札決定を取り消した上で入札を無効としたものが認められた。

措置の内容

①　最低制限価格の設定は決裁権限者が１名で行っていたが、確認が不十分であったため誤った設定率により設定していた。今後は同等の権限を持つ部署内職員と設定価格の確認を行うように改めた。

| 美作県民局 | 令和６年10月８日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 3,649,756 | 57.2 | 14.9 |
| 令和５年度末 | 2,978,746 | 75.6 | 12.6 |
| 比　較　増　減 | △671,010 | 18.4 | △2.3 |

②　農林水産事業部において、灯油について燃料出納簿を整備していないものが認められた。

措置の内容

①　生活保護費返還金・徴収金については、滞納者の大半が生活に困窮しており、訪問や電話連絡等により滞納者の生活状況も確認しながら督促及び返還指導を継続し、徴収に努めている。

その結果、債務額の一部について償還があり、上記収入未済額のうち227,611円（12月末現在）を縮減している。

②　燃料出納簿を作成し、灯油保管場所に設置した。また、職員に出納簿について燃料を使用する際に記入するように周知した。

| 真庭地域事務所 | 令和６年10月８日 |
|---|---|
| 監査結果（指摘事項）<br>①　雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）において、100万円を超える収入未済が新たに発生しているものが認められた。 | |
| 措置の内容<br>①　地域事務所から督促状及び催告書を送付して本人と納入交渉を続けたが、支払いがなかったため、令和５年10月に以後の法的措置も想定して弁護士に債権整理回収業務を委任した。現在、分割納付による返済を内容とする強制執行認諾文言付公正証書作成に向け、弁護士が文書発送や電話、自宅訪問を重ねる等、県関係部署と共に調整を継続しているところであるが、これまでのところ債務者が話し合いに応じていない。<br>　このため、訴訟を提起することについて検討しているところである。 | |

２　教育委員会関係

| 監査実施機関 | 監査実施年月日 |
|---|---|
| 教育庁 | 令和６年10月23日 |

監査結果（指摘事項）

①　下記の４件全てについて、現年若しくは過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

　高等学校貸付奨学金返還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

①-１　高等学校貸付奨学金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 7,098,540 | 91.5 | 26.5 |
| 令和５年度末 | 9,758,977 | 79.0 | 17.8 |
| 比　較　増　減 | 2,660,437 | △12.5 | △8.7 |

①-２　高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 28,047,148 | 70.1 | 5.3 |
| 令和５年度末 | 32,318,510 | 58.7 | 4.9 |
| 比　較　増　減 | 4,271,362 | △11.4 | △0.4 |

①-３　大学奨学金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 3,020,938 | 82.8 | 24.8 |
| 令和５年度末 | 4,087,751 | 80.9 | 76.3 |
| 比　較　増　減 | 1,066,813 | △1.9 | 51.5 |

①-４　違約金及び延納利息(岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|---|---|---|---|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和４年度末 | 2,285,955 | 33.3 | 3.9 |
| 令和５年度末 | 4,591,237 | 15.9 | 1.5 |
| 比　較　増　減 | 2,305,282 | △17.4 | △2.4 |

②　庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大な損害が生じているものが認められた。

措置の内容

①-１　滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。経済的理由により長期

滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。過年度分については、令和７年１月６日現在で93件954,023円の納付があり、また、66件2,891,700円の履行延期の特約等を行った。

①-２　滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。これらの取組により、令和６年12月末現在で、高等学校等奨学金分208件1,986,635円の納付があった。

①-３　滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。これらの取組により、令和６年12月末現在で、大学奨学金分26件309,744円分の納付があった。

①-４　滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。これらの取組により、令和６年12月末現在で、延滞利息分21件276,669円分の納付があった。

②　今回の事故は、職員の集中力欠如により発生したものであり、前日の農作業による疲労の蓄積が集中力欠如の一因であった。よって、当該職員に対しては、自身の健康状態に配慮しながら交通法規を遵守し安全に走行すること、その他課員に対しては、本指導員業務はペアでの行動が基本となることから、運転中はお互いの様子に注意して声かけ等を行うよう指導するとともに、課内では、既存のコンプライアンス研修資料を使用し、改めて交通事故の発生防止に係る注意喚起を行った。また、今回の事故の要因等を踏まえ、課内で使用する庁用自動車運転時のアルコール検査記録簿に自己の体調確認欄を追記することで、運転者が庁用自動車に乗車する前に必ず自己の健康状態を確認し、体調に不安

ある場合は運転を控えることの徹底に取り組んでいる。

| 岡山支援学校 | 令和７年２月17日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

①　事業執行伺・経費支出伺が未決裁で支出しているものが19件認められた。

②　事業執行伺・経費支出伺が未決裁で、支出決議書も未決裁で支出しているものが２件認められた。

③　支出決議書が未決裁で支出しているものが１件認められた。

④　契約予定業者に他者名義の見積書を提出させたものが３件認められた。

措置の内容

①　事業執行伺等について、出納員が担当者に対し、起案文書の体裁や根拠を何度も繰り返し確認したことにより、稟議が遅滞したことが、原因であった。

・業務上の課題がある場合は、所属内で共有し必要な協議をした上で、先送りせず迅速な対応に努めるなど、組織で対応していくよう改善を図った。

・講師謝金については、担当以外の職員も日程を確認し、遅滞しているものがないか確認を行うようにした。

・会計課作成の会計事務着眼点チェックリストも活用し、事業実施から支出までの手順をチェックしていくようにした。

②　事務が遅滞しており、支払期限が迫っていたため、決裁を受けないまま支出を行っていた。

・遅滞している事務があれば、随時進捗状況を確認し、必要があれば代わりに事務処理を行うなど、組織で対応するように改善を図った。

・本来あるべき手順で行っているか担当者以外の複数人でチェックしながら業務を行っていくようにした。

③　支出決議書の決裁について、後でまとめて決裁を受ければよいと出納員が安易に考えていたため、支出決議書が未決裁で支出を行ってしまった。

・支出決議書の決裁を受けてから支出を行うことの徹底を図った。

・問題のある経理処理を行っていた場合、出納員以外の職員でも意見が言えるよう、今回の件を受けて上司から積極的に声かけを行い、風通しのよい職場づくりに努める。

④　選定した複数の業者から直接見積書を提出させるのが本来の手続きである

ことを所属内で共有し、岡山県財務規則第151条及び岡山県会計事務取扱要綱（金銭会計）第151条関係の再確認を行い、法令遵守の徹底を図った。
・余裕のない事務処理であったことが原因であるため、朝礼で業務の進捗状況を確認するなど、日頃から職員間の情報共有を図るとともに、業務遂行上の課題がある際には、関係者で共有し必要な協議をした上で、先送りせず迅速な事務処理を行うよう改善を行った。
・定例の支払については、「定例支出処理確認シート」を作成し、所属内で進捗状況が分かるように共用フォルダ内で共有した。

４　公安委員会関係

| 監査実施機関 | 監査実施年月日 |
|---|---|
| 警察本部 | 令和６年10月31日 |

監査結果（指摘事項）
①　警察車両による交通事故で警察車両を全損したものが認められた。

②　警察職員による押収品窃盗により相手方に100万円以上の損害を賠償したものが認められた。

措置の内容
①　各所属を巡回して車両の管理状況等を確認するとともに、物品管理の重要性や亡失損傷による財政や業務への影響について指導し、車両の適正な管理と運用に努めている。
　車両の整備不良等が交通事故の原因となることも懸念されることから、日常点検を実施して異常の有無を確認し、不具合箇所の早期発見及び早期整備を行っている。
　また、本件は、冬季、県外派遣から帰県する際の凍結路面におけるスリップ単独事故であるため、本件事案を踏まえて、冬季における路面凍結の起こりやすい橋梁、トンネル出入口、地理不案内な場所を走行する時の注意点、急ハンドル・急ブレーキを掛けない安全走行について資料を配布して教養を行うとともに反省検討会を実施して再発防止に努めた。
　さらに、事故を惹起した当事者を招致して、事故事例の検討、道路状況、気象条件に応じた安全運転に努めるなどの再発防止教養を実施した。
　今後も、警察活動に必要不可欠な警察車両の重要性を認識するよう、警察車両を運転する職員に対して各種運転講習・訓練等において、安全確認の徹底と安全最優先の交通事故防止教養を継続実施し、警察車両による交通事故での亡失損傷の絶無に努める。

② 当該事案の発覚を受け、県下全警察署において全証拠品の一斉点検を実施したほか、関係規程である「証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について（通達）」を改正（主な改正点は以下に記載）し、より厳格な取扱いを開始した。

また、各種会議や研修会等において、指示・教養を行い、全警察官に対して改正内容の浸透等を図った。

・貴重品等の特殊な証拠品（以下「特殊物件」という。）を保管する特殊物件保管庫の鍵の保管者について、事件担当課長であったものを改め、大規模４警察署は捜査管理官に、その他の警察署は副署長に変更した。また、その他の証拠品を保管する保管庫の鍵の保管者についても、事件担当課長又は係長であったものを改め、警察署長が保管責任者として指定する事件担当課長をはじめとした警部以上の階級にある者（以下「保管責任者」という。）に変更した。

・証拠品の出納について、事件担当課長等の命を受けて係長等が単独で行うことができたものを改め、保管責任者が他の職員と共に複数名で行うよう変更した。

・証拠品の点検について、事件担当課長又は係長が行っていたものを改め、保管責任者が他の職員と共に複数名で行うよう変更した。

・警察本部によるチェック機能を強化するため、警察本部の所属長等が業務で警察署に赴いた際、特殊物件の保管・管理状況の点検を行うことを新たに規定した。

| 岡山東警察署 | 令和６年７月23日 |
|---|---|

監査結果（指摘事項）

① 警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。

措置の内容

① 交通事故を防止するため、本件事故を発生させた職員への個別指導はもとより、全署員に対して、朝礼、定期招集、研修等のあらゆる機会を通じて、署長、副署長、各級幹部が、交通事故防止の徹底、最近の事故形態を踏まえた教養や防衛運転等について、繰り返し指導教養を行った。また、日々の警察活動において、警察車両での署員出動時に、各級幹部が個別に事故防止について直接指示をした。